

# 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の手続について

平成27年12月16日  
27人（通達）第33号  
（改正）平成28年5月13日  
28人（通達）第2号  
（改正）令和4年3月29日  
令03人（通達）第8号

## （目的）

第1条 この通達は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、  
「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、行政手  
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番  
号法」という。）及び特定個人情報の取扱いについて（27（達）第58号。以下「達」という。）に基  
づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における保有特定個人情  
報の開示、訂正及び利用停止請求等の手続に関し必要な事項を定め、もってその適正かつ円滑な運用  
に資することを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この通達における用語の意義は、法、令、番号法及び達の定めるところによる。

## （請求の受付）

第3条 機構は、法、令及び達に規定される開示、訂正及び利用停止の請求等（以下「各請求」という。）  
について、達第16条に定める特定個人情報相談窓口（以下「窓口」という。）で受け付ける。

2 機構は、各請求について、窓口への来訪又は送付によって受け付ける。ただし、送付による請求に  
ついては、人事部給与課のみが受け付ける。

## （窓口担当者の業務）

第4条 窓口に窓口担当者を置く。

2 窓口担当者は、窓口に各請求があったときは、以下の各号に定める業務（以下「各請求受付業務」  
という。）を行う。

（1）各請求の申込書（以下「各請求書」という。）の記載内容の確認

（2）本人確認

（3）補正依頼

（4）手数料の徴収（開示請求のみ）

（5）受付日の確定

（6）手数料の納入（開示請求のみ）

3 窓口担当者は、各請求書の申込者に対し、必要により相談に応じるとともに、手続についての説明  
を行う。

4 窓口担当者は、第2項第1号から第5号に規定する各請求受付業務が完了したのち、当該請求申込  
書を速やかに人事部給与課長に回付する。

5 窓口担当者は、必要に応じ、人事部給与課長の指示の下各請求について結果の通知等の業務を行う。

## （保有特定個人情報の照会）

第5条 前条第4項により回付を受けた人事部給与課長は、必要に応じ事務取扱管理者に保有特定個人  
情報の照会を行う。

2 前項により照会を受けた事務取扱管理者は、当該各請求に係る保有特定個人情報の有無を確認し、  
人事部給与課長へ回答するものとする。

## （請求に係る決裁等）

第6条 開示等の決定は、関係する課室等の合議を経て総括事務取扱責任者の決裁を得るものとする。

## （結果の実施等）

第7条 前条により決定した措置の実施に当たっては、人事部給与課長は、各請求者に対して、次の各号に規定する業務を行う。その際に、人事部給与課長は必要に応じ窓口担当者にその措置の実施を命ずることができる。

- (1) 各請求に係る措置の通知
  - (2) 期限延長及び延長の理由の通知
  - (3) 法第84条、第95条及び第103条に係る特例適用の通知
- 2 人事部給与課長は、前項に規定する業務のほか、必要に応じ次の各号に規定する業務を行う。
- (1) 行政機関の長等へ各請求の事案を移送した旨の当該各請求者への通知
  - (2) 法第86条に係る第三者への通知
  - (2) 開示の実施
  - (3) 令第27条に係る写しの送付
  - (4) 法第97条に係る保有特定個人情報の提供先に対する通知
  - (5) 各請求又は各請求に係る不作為について審査請求がなされたときの、情報公開・個人情報保護審査会への諮問
  - (6) 前号に係る当該各請求者への通知
  - (7) 第三者からの審査請求の棄却の通知
  - (8) 事案の移送の受付
- 3 前項に定める事項のうち、第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号の措置について、人事部給与課長は、必要に応じ窓口担当者に指示を出すことができる。
- 4 保有特定個人情報を開示請求者に送付するに当たっては、発送前の確認作業を徹底する。

(個人番号を含まない保有個人情報を開示する場合の手続)

第8条 保有特定個人情報の開示請求に対し、個人番号をその内容に含まない保有個人情報しか存在しない場合には、当該情報の開示を請求する意思があるか開示請求者に確認する。

2 前項により開示請求者が個人番号をその内容に含まない保有個人情報の開示を請求した場合には、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の手続について（17総（通達）第11号）に基づき、開示請求に必要な手続を行う。

(様式の書面)

第9条 法、令、番号法及び達を施行するに当たって必要な様式は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この通達は、平成27年12月16日から施行する。

附 則（28人（通達）第2号 平成28年5月13日）

この通達は、平成28年5月16日から施行する。

附 則（令03人（通達）第8号 令和4年3月29日）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

## 01. 様式集